

# 令和 3 年度河合町財務書類報告書

～統一的な基準による財務書類～



河合町

あな丸<sup>まる</sup>

河合町イメージキャラクター



1. 地方公会計制度の背景.....	1
(1) 地方公共団体の現状及び地方公会計.....	1
(2) 地方公会計整備の意義.....	1
(3) 財務書類整備の目的.....	2
(4) 財務書類整備の効果.....	3
2. 財務書類とは.....	5
(1) 財務書類の構成.....	5
(2) 勘定科目の説明.....	8
3. 河合町の財務書類について.....	15
(1) 貸借対照表.....	15
(2) 行政コスト計算書.....	16
(3) 純資産変動計算書.....	17
(4) 資金収支計算書.....	18
4. 財務書類分析.....	19
(1) 財務指標分析.....	19

# 1. 地方公会計制度の背景

## (1) 地方公共団体の現状及び地方公会計

税金を活動資源とする国・地方公共団体の活動は、国民・住民福祉の増進等を目的としており、予算の議会での議決を通して、議会によるチェックが働く仕組みになっています。（財政民主主義）。このため、国・地方公共団体の会計では、予算の適正・確実な執行に資する観点から、現金の授受の事実を重視する現金主義が採用されています。

一方で、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、国民・住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、発生主義等の企業会計の考え方及び手法を活用した財務書類の開示が推進されてきたところです。

地方公会計は、発生主義により、ストック情報やフロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして整備するものです。具体的には、発生主義に基づく財務書類において、現金主義会計では見えにくい減価償却費などのコストや資産や負債というストックを把握することで、中長期的な財政運営への活用の充実が期待できることや、そのような発生主義に基づく財務書類を、現行の現金主義会計による決算情報等と対比させて見ることにより、財務情報の内容理解が深まるものと考えられます。

## (2) 地方公会計整備の意義

個々の地方公共団体における地方公会計整備の意義としては、住民や議会等に対し、財務情報をわかりやすく開示することによる説明責任の履行と、資産・債務管理や予算編成、行政評価等に有効に活用することで、マネジメントを強化し、財政の効率化・適正化を図ることが挙げられます。

また、地方公会計の整備は、個々の地方公共団体だけでなく、地方公共団体全体としての財務情報のわかりやすい開示という観点からも必要があります。

さらに、それぞれの地方公共団体において、財務書類の作成と開示及びその活用を行うことのみならず、他の地方公共団体との比較を容易とし、その財政構造の特徴や課題をより客観的に分析することで、住民等に対するわかりやすい説明、財政運営や行政評価等への活用を充実させることが可能となります。

### (3) 財務書類整備の目的

地方公共団体において財務書類を整備する目的については、地方分権の進展に伴い、これまで以上に自由でかつ責任ある地域経営が地方公共団体に求められている中で、そうした経営を進めていくためには、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が不可欠です。

具体的な目的として、①資産・債務管理、②費用管理、③財務情報のわかりやすい開示、④政策評価・予算編成・決算分析との関係付け、⑤地方議会における予算・決算審議での利用が挙げられています。

これらの目的は、「説明責任の履行」と「財政の効率化・適正化」という観点からさらに整理することができます。すなわち、③財務情報のわかりやすい開示は、地方公共団体の説明責任の履行に資するものであり、①資産・債務管理、②費用管理、④政策評価・予算編成・決算分析との関係付け、⑤地方議会における予算・決算審議での利用は、内部管理強化を通じて最終的に財政の効率化・適正化を目指すものであるといえます。したがって、財務書類整備の目的は大きく次の二点にまとめることができます。

#### ①説明責任の履行

地方公共団体は、住民から徴収した対価性のない税財源をもとに行政活動を行っており、付託された行政資源について住民や議会に対する説明責任を有しますが、財務書類を作成・公表することによって、財政の透明性を高め、その責任をより適切に果たすことができます。このことは、財政民主主義の観点から、財政の統制を議会にゆだねるだけでなく、住民も直接に財政運営の監視に関与すべきとの考え方からも求められるものです。

#### ②財政の効率化・適正化

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「財政健全化法」という。)が施行され、地方公共団体には、自らの権限と責任において、規律ある財政運営を行うことが求められています。財務書類から得られる情報を資産・債務管理、費用管理等に有効に活用することによって、財政運営に関するマネジメント力を高め、財政の効率化・適正化を図ることができます。

## (4) 財務書類整備の効果

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を実施する団体であり、住民に対して地方税を賦課徴収する一方（地方自治法 223 条）、予算については議会の議決を経て定めることとされ（同法 96 条、211 条）、決算については議会の認定が必要とされています（同法 96 条、233 条）。

このような普通地方公共団体の会計処理は、現金の収支を基準とするいわゆる現金主義によっています。すなわち、歳入とは、一会計年度における一切の収入をいい、歳出とは、一会計年度における一切の支出をいうものですが、ここで収入とは現金の収納をいい、支出とは現金の支払をいうとされています（財政法 2 条参照）。

これに対して、企業会計において用いられる発生主義とは、現金の収支のみならず、すべての財産物品等の増減及び異動をその発生した事実に基づいて経理することです。現金主義による地方公共団体の予算・決算制度を前提とした場合、新たに発生主義に基づく財務書類を整備することによる効果としては、以下のものが挙げられます。

### ① 発生主義による正確な行政コストの把握

企業は営利を目的として活動を行っていることから、企業会計は経済的事実を正確に反映させた適正な期間損益計算を行うことを主要な任務としています。そのために、企業会計は発生主義に基づき、経済活動の成果を表す「収益」とそれを得るために費やされた「費用」を厳密に対応づけることによって、各会計期間の経営成績である「利益」を算定します。減価償却費や退職給付費用などは、発生主義により認識することが求められます。

新地方公会計モデルは発生主義の考え方を導入するものですが、ここで留意すべき点は、企業の場合、会計期間の活動の成果は収益として定量的に把握することが可能であるのに対して、地方公共団体の活動は前述のとおり住民の福祉の増進を目的として行われるものであるため、その成果を収益として定量的に把握することがそもそも困難である点です。

したがって、新地方公会計モデルの行政コスト計算書において経常的な費用と収益を対比させる意義は、企業会計のように一会計期間の経営成績を算出するためではなく、一会計年度に発生した、純資産の減少をもたらす純経常費用（税収等でまかなうべき、純経常行政コスト）を算出することにあるといえます。

財政の効率化には正確な行政コストの把握が不可欠ですが、このような行政コスト計算書を作成することにより、経常費用（経常行政コスト）あるいは純経常費用（純経常行政コスト）として、減価償却費などの見えにくいコストを含めたフルコストを把握することができ、これを住民に対して明示するとともに、職員のコストに対する意識改革にもつなげることができます。

## ② 資産・負債(ストック)の総体の一覧的把握

現金主義による会計処理は、現金(公金)の適正かつ客観的な経理に適合するものであり、国や地方公共団体を通じて適用されていますが、地方公共団体の資産全体から見た場合、その一部である「歳計現金」に関する収支(キャッシュ・フロー)が示されるにすぎず、毎年の歳出の結果としての資産形成に関する情報(ストック情報)も不十分といえます(現行の決算制度においても、「財産に関する調書」(地方自治法施行令 166 条)が添付されますが、これによつては財産の適正な評価額までは明らかにされません)。

この点、貸借対照表を作成することにより、公正価値による資産評価が行われますので、地方公共団体がこれまでの行政活動により蓄積したすべての資産についてその評価額も含めたストック情報が明示されるとともに、資産形成に要した負債の額とあわせて見ることで、資産と負債(ストック)の総体を一覧的に把握することが可能となります。これは、地方公共団体が適切な資産・負債管理を行ううえで有用な情報といえます。

## ③ 連結ベースでの財務状況の把握

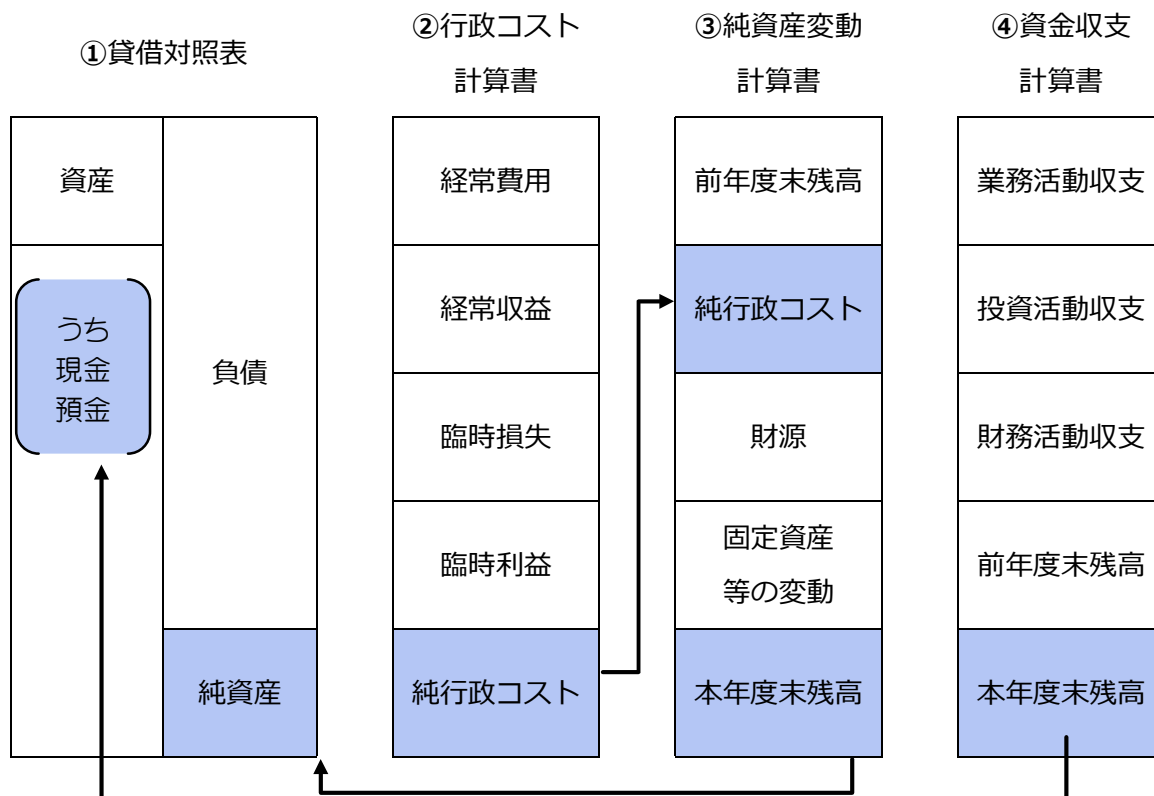
普通地方公共団体は、一部事務組合、広域連合、第三セクター等の関係団体と連携協力して地域の行政サービスを実施しており、現行の決算制度の下では、普通地方公共団体について一般会計・特別会計ごとに歳入歳出決算が調製され(地方自治法 209 条、同施行令 166 条)、また、地方公営企業法適用企業については別途決算が調製されます(地方公営企業法 30 条)。さらに一部事務組合、広域連合、第三セクター等の関係団体についてもそれぞれに決算が調製されます。

これらの決算書類に加え、普通地方公共団体と関係団体を総合した連結財務書類を作成することにより、公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況、さらには行政サービス提供に要したコストや資金収支の状況など、普通地方公共団体を中心とする行政サービス提供主体の財務状況を一体的に把握することが可能となります。

## 2. 財務書類とは

### (1) 財務書類の構成

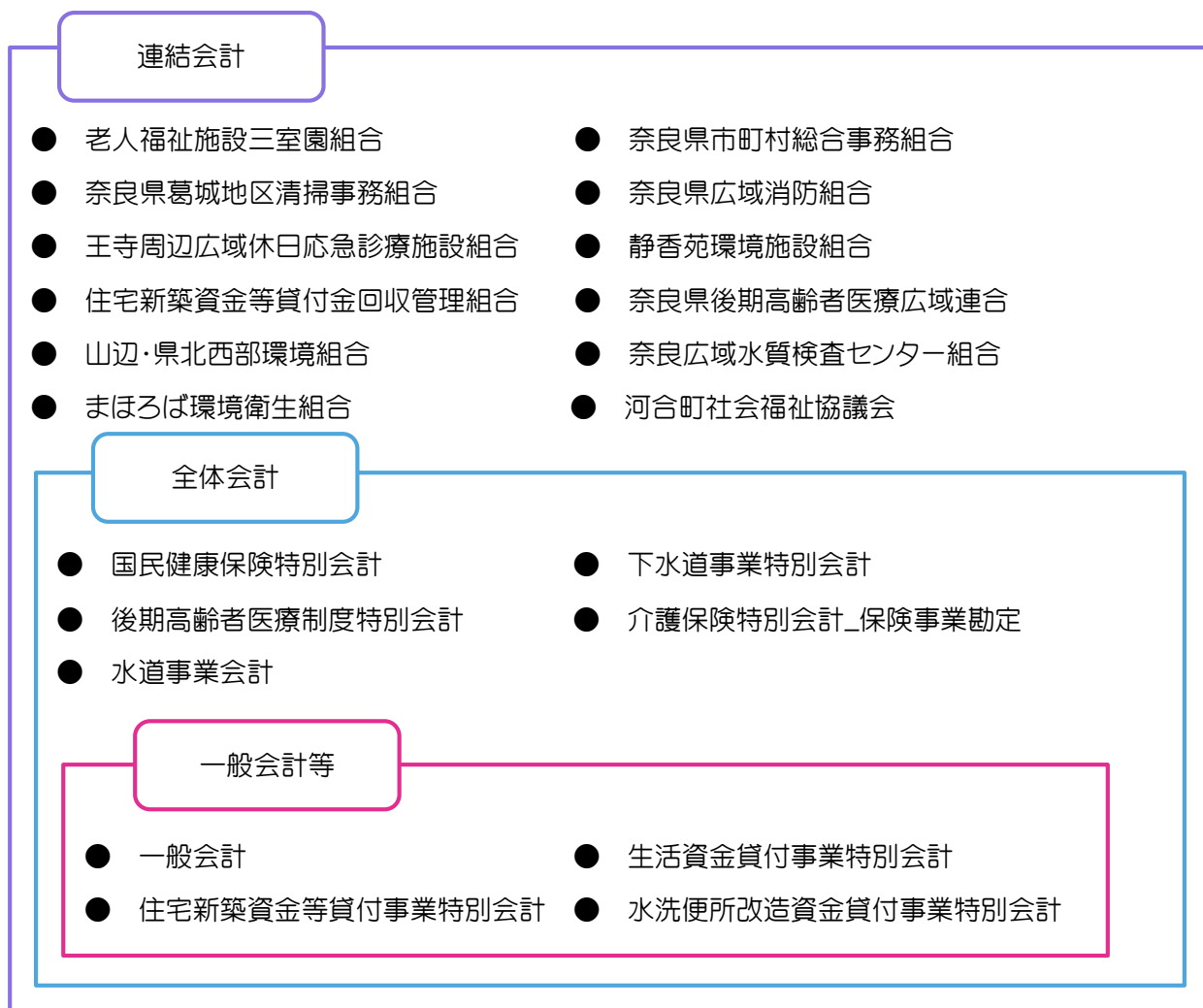
財務書類の体系は、①貸借対照表、②行政コスト計算書、③純資産変動計算書、④資金収支計算書及びこれらの財務書類に関連する事項についての附属明細書、注記となります。①～④の財務書類は相互関係があり、以下の図の通りとなります。



- ✓ 貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。
- ✓ 貸借対照表の「純資産」の金額は、資産と負債の差額として計算されますが、これは純資産変動計算書の期末残高と対応します。
- ✓ 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。
- ✓ 附属明細書は「財務書類作成要領」の様式第5号の通り作成します。（連結財務書類は作成を省略しています）



財務書類の対象となる範囲について、以下の図の通り作成することとなります。



本年度の財務書類は、上図の通り各会計の対象範囲にて作成しています。

なお、奈良県市町村総合事務組合の退職手当事業においてはみなし連結により財務書類を作成しています。

連結対象先を合算した結果、内部取引を相殺する必要があります。この相殺については以下の通り実施します。

相殺対象	相殺対象外
投資と資本の相殺消去	資産購入と売却の相殺消去
貸付金・借入金の債権債務の相殺消去	委託料の支払と受取
補助金支出と補助金収入	利息の支払と受取
会計間の繰入れ・繰出し	

相殺対象と相殺対象外の区分については総務省公表の「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年8月改訂）」のP. 193のNo.81に準拠しています。なお、相殺対象外の黄色マス分は該当取引自体がありませんでした。

#### 【特記事項】

- ✓ 財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）とします。ただし、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とします。その場合、その旨及び出納整理期間に係る根拠条文（地方自治法第235条の5等）を注記します。
- ✓ 財務書類の表示金額単位は、千円とします。なお、百万円単位未満の計数があるときは「0」を表示し、計数がないときは「-」を表示します。
- ✓ 説明中の数値は、四捨五入の関係上合計等が一致しない場合があります。

## (2) 勘定科目の説明

### 貸借対照表

貸借対照表は、基準日時点における地方公共団体の財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を明らかにすることを目的として作成します。

資産の部	
<b>固定資産</b>	
<b>有形固定資産</b>	
事業用資産	インフラ資産及び物品以外の有形固定資産
インフラ資産	システムまたはネットワークの一部であり、道路や下水道など性質が特殊なもので代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に関し制約をうける有形固定資産
物品	地方自治法第 239 第 1 項に規定するもので、取得価額または見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の車両・備品などの資産
<b>無形固定資産</b>	
ソフトウェア	コンピューターに一定の仕事を行わせるためのプログラム
その他	ソフトウェア以外の無形固定資産
<b>投資その他の資産</b>	
投資及び出資金	有価証券・出資金であり、有価証券は満期保有目的有価証券及び満期保有目的以外の有価証券。出資金には地方自治法第 238 条第 1 項第 7 号により出損金も含む。
投資損失引当金	出資金の内、連結対象団体及び会計に対するものについて、実質価額が 30%以上低下した場合に、実質価額と取得価額の差額
長期延滞債権	債権回収予定日から 1 年以上経過した未回収の債権
長期貸付金	地方自治法第 240 条第 1 項に規定する債権である貸付金の内、流動資産に区分されるもの以外のもの
基金	基金の内、流動資産に区分されるもの以外のもの
徴収不能引当金	長期延滞債権・長期貸付金が徴収不能になった場合に備え、過去の徴収不能実積率により算定したもの

流動資産	
現金預金	現金及び現金同等物
未収金	現年調定の収入未済額
短期貸付金	翌年度に償還期限が到来するもの
基金	財政調整基金及び減債基金。減債基金は1年に取り崩す予定のあるもの。
棚卸資産	売却を目的として保有している資産
徴収不能引当金	未収金・短期貸付金が徴収不能となった場合に備え、過去の徴収不能実績率により算定したもの
負債の部	
固定負債	
地方債	償還予定が1年超の地方債
長期未払金	地方自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務と見なされるもの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外のもの
退職手当引当金	期末時点で職員が自己都合退職した場合の要支給額
流動負債	
1年内償還予定地方債	1年以内に償還予定の地方債
未払金	役務の提供が完了しその支払いが未済のもの
未払費用	役務の提供が継続中でその支払いが未済のもの
前受金	対価の収受があり役務の提供を行っていないもの
前受収益	対価の収受があり役務の提供が継続中のもの
賞与等引当金	在籍者に対する6月支給予定の期末・勤勉手当総額とそれらに係る法定福利費相当額を加算した額の4/6
預り金	第三者から寄託された資産に係る見返負債
純資産の部	
固定資産等形成分	資産形成のために充当した資源の蓄積
余剰分(不足分)	費消可能な資源の蓄積

## 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、会計期間中の地方公共団体の費用・収益の取引高を明らかにすることを目的として作成します。

経常費用	
業務費用	
人件費	
職員給与費	職員給与や共済費など職員等に対して勤労の対価や報酬として支払われる費用
賞与等引当金繰入額	賞与等引当金の当該年度発生額
退職手当引当金繰入額	退職手当引当金の当該会計年度発生額
その他	上記以外の人件費
物件費等	
物件費	職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費、使用料及び賃借料、光熱水費など消費的性質の経費で資産計上されないもの
維持補修費	資産の機能維持のために必要な修繕費等
減価償却費	一定の耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額
その他	上記以外の物件費等
その他の業務費用	
支払利息	地方債等に係る利息負担金額
徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金の当該会計年度発生額
その他	上記以外のその他の業務費用
移転費用	
補助金等	一部事務組合への負担金など政策目的による補助金等
社会保障給付	福祉医療や児童手当、障害者支援など社会保障給付としての扶助費等
他会計への繰出金	国民健康保険特別会計や水道事業会計など地方公営事業会計に対する繰出金
その他	上記以外の移転費用
経常収益	
使用料及び手数料	地方公共団体が提供するサービスの対価として使用料・手数料の形態で徴収する金銭

その他	上記以外の経常収益
<b>臨時損失</b>	
災害復旧事業費	災害復旧に関する費用
資産売却損	資産の売却による収入が帳簿価額を下回る場合の差額及び除却した資産の除却時の帳簿価額
投資損失引当金繰入額	投資損失引当金の当該会計年度発生額
その他	上記以外の臨時損失
<b>臨時利益</b>	
資産売却益	資産の売却による収入が帳簿価額を上回る場合の差額
その他	上記以外の臨時利益

## 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、会計期間中の地方公共団体の純資産の変動、すなわち政策形成上の意思決定またはその他の事象による純資産及びその内部構成の変動（その他の純資産減少原因・財源及びその他の純資産増加原因の取引高）を明らかにすることを目的として作成します。

純行政コスト	
純行政コスト	行政コスト計算書の収支尻である純行政コストと連動
財源	
税収等	地方税、地方交付税及び地方譲与税等
国県等補助金	国庫支出金及び都道府県支出金等
固定資産等の変動（内部変動）	
有形固定資産等の増加	有形固定資産及び無形固定資産の形成による保有資産の増加額または有形固定資産及び無形固定資産の形成のために支出した金額
有形固定資産等の減少	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費相当額及び除売却による減少額または有形固定資産及び無形固定資産の売却収入、除売却相当額及び自己金融効果を伴う減価償却費相当額
貸付金・基金等の増加	貸付金・基金等の形成による保有資産の増加額または新たな貸付金・基金等のために支出した金額
貸付金・基金等の減少	貸付金の償還及び基金の取崩等による減少額または貸付金の償還収入及び基金の取崩収入相当額等
資産評価差額	
資産評価差額	有価証券等の評価差額
無償所管換等	
無償所管換等	無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等
その他	
その他	上記以外の純資産及びその内部構成の変動

## 資金収支計算書

地方公共団体の資金収支の状態、すなわち地方公共団体の内部者（首長、議会、補助機関等）の活動に伴う資金利用状況及び資金獲得能力を明らかにすることを目的として作成します。

業務活動収支	
<b>業務支出</b>	
<b>業務費用支出</b>	
人件費支出	人件費に係る支出
物件費等支出	物件費等に係る支出
支払利息支出	地方債等に係る支払利息の支出
その他の支出	上記以外の業務費用支出
<b>移転費用支出</b>	
補助金等支出	補助金等に係る支出
社会保障給付支出	社会保障給付に係る支出
他会計への繰出支出	他会計への繰出に係る支出
その他の支出	上記以外の移転費用支出
<b>業務収入</b>	
税収等収入	税収等の収入
国県等補助金収入	国県等補助金の内、業務支出の財源に充当した収入
使用料及び手数料収入	使用料及び手数料の収入
その他の収入	上記以外の業務収入
<b>臨時支出</b>	
災害復旧事業費支出	災害復旧事業費に係る支出
その他の支出	上記以外の臨時支出
<b>臨時収入</b>	
臨時収入	臨時にあった収入
<b>投資活動収支</b>	
<b>投資活動支出</b>	
公共施設等整備費支出	有形固定資産等の形成に係る支出
基金積立金支出	基金積立に係る支出
投資及び出資金支出	投資及び出資金に係る支出



	貸付金支出	貸付金に係る支出
	その他の支出	上記以外の投資活動支出
<b>投資活動収入</b>		
	国県等補助金収入	国県等補助金の内、投資活動支出の財源に充当した収入
	基金取崩収入	基金取崩による収入
	貸付金元金回収収入	貸付金に係る元金回収収入
	資産売却収入	資産売却による収入
	その他の収入	上記以外の投資活動収入
<b>財務活動収支</b>		
<b>財務活動支出</b>		
	地方債償還支出	地方債に係る元本償還の支出
	その他の支出	上記以外の財務活動支出
<b>財務活動収入</b>		
	地方債発行収入	地方債発行による収入
	その他の収入	上記以外の財務活動収入

### 3. 河合町の財務書類について

#### (1) 貸借対照表

(単位:千円)

勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
資産の部			
固定資産	24,106,566	35,651,754	37,112,937
有形固定資産	23,562,747	35,145,680	36,054,810
事業用資産	16,404,743	16,406,450	17,260,049
インフラ資産	6,677,412	18,175,013	18,187,841
物品	480,593	564,217	606,920
無形固定資産	34,288	34,288	35,460
投資その他の資産	509,531	471,786	1,022,666
流動資産	986,070	2,213,868	2,447,368
現金預金	419,006	1,110,539	1,272,153
未収金	3,856	154,348	155,165
基金	558,065	962,348	1,032,810
その他流動資産	5,143	-13,368	-12,760
資産合計	25,092,636	37,865,622	39,560,305
負債の部			
固定負債	12,579,404	17,570,411	18,080,472
地方債	11,395,553	15,883,066	16,022,727
退職手当引当金	906,426	906,426	1,274,644
損失補償等引当金	-	-	-
その他固定負債	277,424	780,919	783,101
流動負債	1,080,058	1,686,641	1,829,148
1年内償還予定地方債	911,886	1,289,555	1,318,586
賞与等引当金	93,464	97,008	110,589
その他流動負債	74,708	300,078	399,973
負債合計	13,659,462	19,257,052	19,909,619
純資産の部			
固定資産等形成分	24,664,667	36,614,138	38,145,783
余剰分(不足分)	-13,231,493	-18,005,568	-18,495,098
純資産合計	11,433,174	18,608,570	19,650,685
負債・純資産合計	25,092,636	37,865,622	39,560,305

## (2) 行政コスト計算書

(単位:千円)

勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
経常費用	6,217,940	10,937,504	13,605,291
業務費用	3,411,493	4,482,183	5,021,205
人件費	1,424,590	1,476,369	1,744,405
職員給与費	1,005,179	1,043,743	1,273,739
その他人件費	419,411	432,626	470,665
物件費等	1,880,488	2,823,925	3,004,018
物件費	1,166,758	1,632,005	1,745,449
維持補修費	180,206	194,612	204,845
減価償却費	533,525	996,997	1,053,088
その他物件費	-	311	636
その他の業務費用	106,415	181,889	272,782
移転費用	2,806,447	6,455,321	8,584,085
補助金等	1,051,114	5,399,531	4,400,955
社会保障給付	1,046,223	1,046,603	4,171,417
その他移転費用	709,110	9,187	11,713
経常収益	244,990	967,628	1,083,520
使用料及び手数料	120,689	807,047	832,137
その他経常収益	124,301	160,581	251,383
純経常行政コスト	5,972,949	9,969,876	12,521,770
臨時損失	517	517	16,784
臨時利益	-	-	243
純行政コスト	5,973,467	9,970,393	12,538,311

## (3) 純資産変動計算書

(単位:千円)

一般会計等	合計		
勘定科目名		固定資産等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	10,766,506	24,643,991	-13,877,485
純行政コスト	-5,973,467	-	-5,973,467
財源	6,640,135	-	6,640,135
税収等	4,963,737	-	4,963,737
国県等補助金	1,676,398	-	1,676,398
固定資産等の変動 (内部変動)	-	20,677	-20,677
有形固定資産等の増加	-	123,225	-123,225
有形固定資産等の減少	-	-533,525	533,525
貸付金・基金等の増加	-	467,643	-467,643
貸付金・基金等の減少	-	-36,667	36,667
その他	-0	-0	-
本年度純資産変動額	666,668	20,676	645,992
本年度末純資産残高	11,433,174	24,664,667	-13,231,493

全会計	合計		
勘定科目名		固定資産等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	18,044,714	36,599,347	-18,554,633
純行政コスト	-9,970,393	-	-9,970,393
財源	10,534,249	-	10,534,249
税収等	6,622,830	-	6,622,830
国県等補助金	3,911,419	-	3,911,419
固定資産等の変動 (内部変動)	-	14,792	-14,792
有形固定資産等の増加	-	618,548	-618,548
有形固定資産等の減少	-	-1,026,633	1,026,633
貸付金・基金等の増加	-	500,287	-500,287
貸付金・基金等の減少	-	-77,411	77,411
その他	-0	-0	-
本年度純資産変動額	563,856	14,791	549,065
本年度末純資産残高	18,608,570	36,614,138	-18,005,568

連結会計	合計		
勘定科目名		固定資産等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	19,161,149	38,133,830	-18,972,681
純行政コスト	-12,538,311	-	-12,538,311
財源	13,167,040	-	13,167,040
税収等	7,929,807	-	7,929,807
国県等補助金	5,237,233	-	5,237,233
固定資産等の変動 (内部変動)	-	87,394	-87,394
有形固定資産等の増加	-	648,715	-648,715
有形固定資産等の減少	-	-1,082,767	1,082,767
貸付金・基金等の増加	-	659,980	-659,980
貸付金・基金等の減少	-	-138,533	138,533
その他	-139,193	-75,441	-63,752
本年度純資産変動額	489,536	11,953	477,583
本年度末純資産残高	19,650,685	38,145,783	-18,495,098

※ 本資料上は、資産評価差額、無償所管換等はその他に含めています

## (4) 資金収支計算書

(単位:千円)

勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
業務活動収支			
業務支出	5,674,732	9,937,043	12,588,660
業務費用支出	2,868,284	3,481,722	4,004,575
移転費用支出	2,806,447	6,455,321	8,584,085
業務収入	6,879,207	11,433,593	14,176,314
臨時支出	-	-	16,176
臨時収入	-	-	86
業務活動収支	1,204,475	1,496,550	1,571,563
投資活動収支			
投資活動支出	567,441	874,290	1,002,376
公共施設等整備費支出	115,873	409,884	440,051
基金積立金支出	451,446	464,284	562,203
その他投資活動支出	122	122	122
投資活動収入	33,794	132,962	186,858
国県等補助金収入	25,947	51,947	53,221
基金取崩収入	5,000	21,875	74,203
その他投資活動収入	2,847	59,139	59,435
投資活動収支	-533,647	-741,328	-815,517
財務活動収支			
財務活動支出	1,120,916	1,496,792	1,553,480
地方債償還支出	1,054,111	1,429,987	1,483,780
その他財務活動支出	66,805	66,805	69,700
財務活動収入	582,210	1,103,410	1,114,516
地方債発行収入	582,210	1,103,410	1,114,516
その他財務活動収入	-	-	-
財務活動収支	-538,706	-393,382	-438,964
本年度資金収支額	132,123	361,840	317,082
前年度末資金残高	229,839	691,654	892,300
本年度末資金残高※	361,961	1,053,494	1,214,309
本年度末現金預金残高※	419,006	1,110,539	1,272,153
※比例連結割合変更に伴う差額	-	-	4,927
※本年度歳計外現金残高	57,045	57,045	57,845

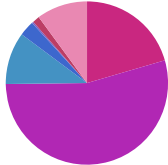
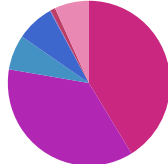
## 4. 財務書類分析

### (1) 財務指標分析

人口：17,277人（令和4年1月1日時点）

#### 資産の状況：将来世代に残る資産はどのくらいあるか

##### ◆ 有形固定資産の行政目的別割合

割合	(一般会計等ベース)			
	生活インフラ・国土保全	20.5%	産業振興	0.3%
	教育	54.3%	消防	1.4%
	福祉	10.3%	総務	10.1%
	環境衛生	3.1%	合計	100.00%
	 <ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-right: 10px;">■ 生活インフラ・国土保全</li> <li style="margin-right: 10px;">■ 教育</li> <li style="margin-right: 10px;">■ 福祉</li> <li style="margin-right: 10px;">■ 環境衛生</li> <li style="margin-right: 10px;">■ 産業振興</li> <li style="margin-right: 10px;">■ 消防</li> </ul>			
	(全体会計ベース)			
	生活インフラ・国土保全	41.3%	産業振興	0.2%
	教育	36.4%	消防	0.9%
	福祉	6.9%	総務	6.8%
	環境衛生	7.4%	合計	100.00%
	 <ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-right: 10px;">■ 生活インフラ・国土保全</li> <li style="margin-right: 10px;">■ 教育</li> <li style="margin-right: 10px;">■ 福祉</li> <li style="margin-right: 10px;">■ 環境衛生</li> <li style="margin-right: 10px;">■ 産業振興</li> <li style="margin-right: 10px;">■ 消防</li> </ul>			
計算式	各行政目的別資産額 ÷ 有形固定資産合計			
コメント	行政分野ごとの社会資本形成の比重の把握が可能となります。また、類似団体との比較により資産形成の特徴を把握し、今後の資産整備の方向性を検討する資料となります。			

##### ◆ 住民一人当たり資産額

金額	一般会計等 1,452 千円
	全体会計 2,192 千円
	連結会計 2,290 千円
計算式	資産合計 ÷ 住民基本台帳人口
コメント	河合町所有の資産を住民一人当たりの金額を算出したものです。

◆ 歳入額対資産比率

比率	一般会計等 3.25 年 全体会計 2.83 年 連結会計 2.42 年
計算式	資産合計 ÷ 当該年度歳入合計
コメント	これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、地方公共団体の資産形成の度合いを測ることができます。

◆ 有形固定資産減価償却率

比率	一般会計等 70.52% 全体会計 65.63% 連結会計 65.67%
計算式	減価償却累計額 ÷ (有形固定資産取得価額 - 非償却資産額)
コメント	耐用年数に対して資産（土地や建設仮勘定等以外）の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

**資産と負債の比率： 将来世代と現世代との負担の分担は適切か**

◆ 純資産比率

比率	一般会計等 45.56% 全体会計 49.14% 連結会計 49.67%
計算式	純資産合計 ÷ 資産合計
コメント	資産形成について過去及び現世代が既に負担してきた割合を表しています。経年比較することで現世代と将来世代の負担の割合を表すものとなります。

◆ 社会資本等形成の世代間負担比率

比率	一般会計等 36.76% 全体会計 38.48% 連結会計 37.98%
計算式	(地方債 + 1年内償還予定地方債) ※特例地方債除く ÷ (有形固定資産 + 無形固定資産)
コメント	社会資本等形成に係る将来世代の負担の比重を把握することができ、純資産比率と合わせて見ていく必要がある比率です。社会資本等の資産をもつために地方債に頼りすぎると、この比率は高くなっていきます。

## 負債の状況 : 財政に持続可能性があるか (どのくらい借金があるか)

### ◆ 住民一人当たり負債額

金額	一般会計等 791 千円 全体会計 1,115 千円 連結会計 1,152 千円
計算式	負債合計額 ÷ 住民基本台帳人口
コメント	河合町が抱える負債を住民一人当たりの負担額を表したものです。

### ◆ 基礎的財政収支 (プライマリーバランス)

金額	一般会計等 1,189,958 千円 全体会計 1,331,009 千円 連結会計 1,378,556 千円
計算式	業務活動収支 (支払利息支出を除く) + 投資活動収支 (基金収支除く)
コメント	地方債の発行に頼らずに歳入歳出のバランスが均衡できているかを表すものとなります。この数値がマイナスであると、地方債発行を行わなければ支出金額を賄えなかったことを示しています。

### ◆ 債務償還可能年数

年数	一般会計等 8.60 年
計算式	(将来負担額 - 充当可能基金残高) ÷ (業務収入等 - 業務支出)
コメント	地方債が償還財源上限額の何年分あるかを示す指標で、債務償還能力は、債務償還可能年数が短いほど高く、債務償還可能年数が長いほど低いといえます。



## 行政コストの状況 : 行政サービスは効率的に提供されているか

### ◆ 住民一人当たり純行政コスト

金額	一般会計等 346 千円 全体会計 577 千円 連結会計 726 千円
計算式	純行政コスト ÷ 住民基本台帳人口
コメント	地方公共団体の全ての行政活動の効率性を測定することができます。フルコストによる一人当たりの金額を算出します。

### ◆ 住民一人当たり性質別行政コスト

金額	<b>人件費</b>	<b>補助金等</b>
	一般会計等 82 千円	一般会計等 61 千円
	全体会計 85 千円	全体会計 313 千円
	連結会計 101 千円	連結会計 255 千円
	<b>物件費等 (減価償却費除く)</b>	<b>社会保障給付</b>
	一般会計等 78 千円	一般会計等 61 千円
	全体会計 106 千円	全体会計 61 千円
	連結会計 113 千円	連結会計 241 千円
	<b>減価償却費</b>	
	一般会計等 31 千円	
全体会計 58 千円		
連結会計 61 千円		
計算式	各性質別コスト ÷ 住民基本台帳人口	
コメント	各性質別（人件費、物件費等など）の住民一人当たりの金額を算出することで、「住民一人当たり行政コスト」をより詳細に把握することができます。	

**弾力性 : 資産形成等を行う余裕はどのくらいあるか**

◆ 行政コスト対税収等比率

比率	一般会計等 89.95%
	全体会計 94.64%
	連結会計 95.10%
計算式	純経常行政コスト ÷ (税収等 + 国県等補助金)
コメント	純経常行政コストに対してどれだけが今年度の負担(税収等や国県等補助金)で賄われたかを表しています。この比率が100%に近づくほど資産形成の余裕度が低く、100%を上回ると過去から蓄積した資産が取崩されたか、翌年度以降の負担が増加したことを表します。

**受益者負担の状況 : 行政サービスはどのくらい受益者負担で賄われているか**

◆ 受益者負担比率

比率	一般会計等 3.94%
	全体会計 8.85%
	連結会計 7.96%
計算式	経常収益 ÷ 経常行政コスト
コメント	経常収益(使用料・手数料など)を経常費用(人件費・物件費など)と比較することで行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出することができます。